

習志野市福祉有償運送運営協議会運営要領

(趣旨)

第1条 習志野市附属機関設置条例施行規則第4条の規定に基づき、習志野市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の運営)

第2条 協議会の構成員は、地域福祉の向上及び地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第3条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合は、申請者は速やかに千葉運輸支局へ申請を行うものとする。

(連絡・通報窓口)

第4条 福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するため、次の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

習志野市役所健康福祉部健康福祉政策課

連絡先：電話 047-451-1151 内線209・213

FAX 047-453-1547

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。